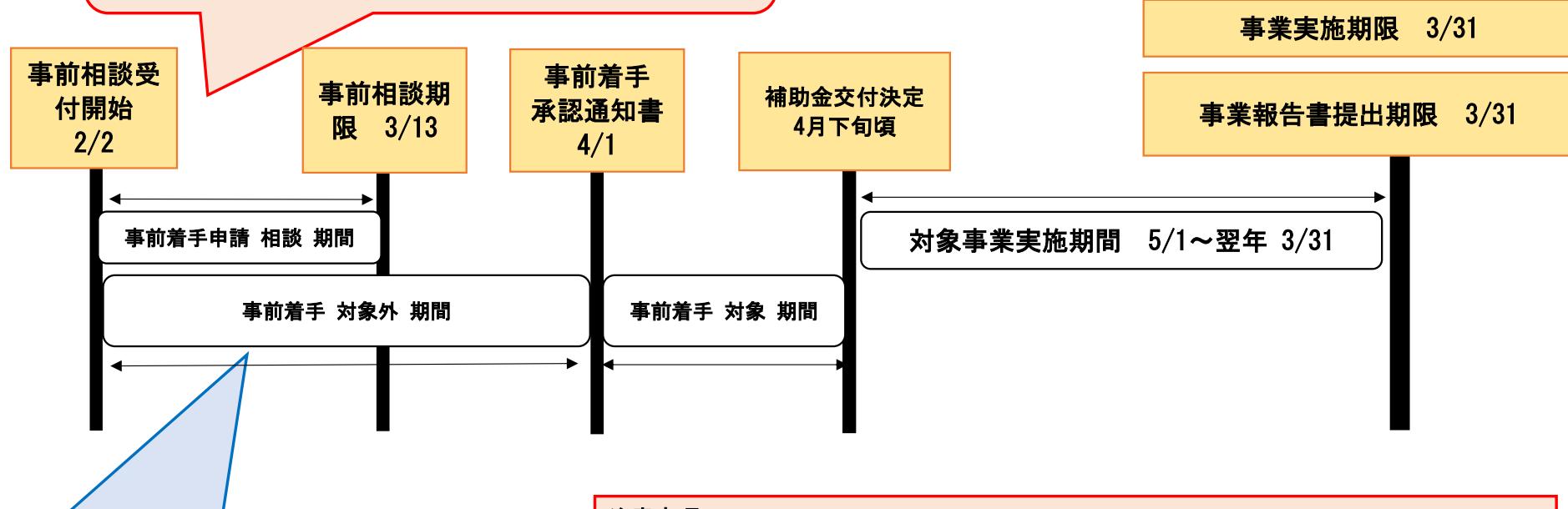


補助金対象事業の事前着手申請について

4/1から補助決定の4月下旬の間に、事前に準備の着手が必要となる場合、事前着手申請書を提出すること。



(例)

事前着手相談 2/2(月)～3/31(火) 受付
事前着手承認通知書 4/1(水) 発行

事前着手が可能となるのは、4/1(水)～

注意事項

- この申請は、あくまでも事業の準備に関する事前着手に対するものであり、助成金の交付を決定するものではありません。
- ※審査により助成事業とならなかった場合は、事前着手した分の助成はありません。
- 事前着手が可能となる年月日は、事前着手承認通知書を発行した日以降となります。
- 事前着手で認められる内容は、助成対象経費該当分です。